

2014年(平成26年)1月6日

No.410

ご家庭にも
お持ち帰り
下さい!

日野自動車
健康保険組合

新年のご挨拶

あけましておめでとうございます。

皆様には健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年中は、組合員・家族の皆様には健康保険組合の運営に多大なるご支援ご協力をいただきまして、深く感謝申し上げます。

現在、日野自動車グループは、国内では、アベノミクスによる景気好転を背景に、公共事業増、震災復興需要などによる拡大、海外はアセアン諸国を中心とした持続的な需要による拡大で、世界中のお客様からのご愛顧の輪をひろげさせて頂いております。

一方、我国の健康保険組合の財政は、高齢化社会に伴う医療費の増加を健康保険組合に負担させる国の政策により厳しい環境が続いており、日野自動車健康保険組合も例外ではありません。そうした厳しい環境の中ではありますが、その保険者機能を維持するために、各種努力を進めているところであります。組合役職員一同、組合員及び家族の皆様が健康で安心して毎日をお過ごしいただけますように、疾病予防、早期発見・早期治療による重篤化予防、健康づくり支援の充実・強化などの諸活動を展開してまいります。

つきましては、皆様の変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本年も皆様方にとりまして、良い年でありますようにお祈り申し上げます。



理事長 三田 進

新任組合会議員のお知らせ

新たに日野自動車健康保険組合会議員になられた方々です。

就任日	種別		氏名	所属事業所
平成25年9月10日付	選定	監事	村松 秀俊	日野自動車株式会社
	互選	理事	水谷 和博	日野自動車株式会社
	選定	議員	高橋 信夫	ジェイ・バス株式会社
平成25年10月1日付	選定	議員	船本 三津雄	日野自動車株式会社
	選定	議員	星野 明雄	日野自動車株式会社

日本赤十字社より金色有功章を受章

昨年10月30日(水)に、名誉副総裁常陸宮妃殿下ご臨席のもと明治神宮会館で開催された平成25年度東京都赤十字大会におきまして、妃殿下より日本赤十字社の金色有功章が日野自動車健康保険組合に授与されました。これは、日野自動車健康保険組合の献血活動に対して贈られたもので、組合員の皆様のご理解とご協力のおかげです。お礼を申し上げます。

また、昨年11月26日(火)～29日(金)に行われた献血活動では、多数の方々に献血していただき有難うございました。下記のとおりご報告いたします。



	申込者数	献血者数	不採血者数	実施率(%)
11月26日(火)	97	73	24	75.3
11月27日(水)	85	71	14	83.5
11月28日(木)	87	69	18	79.3
11月29日(金)	80	71	9	88.8
合計	349	284	65	81.4

※不採血者…当日の体調等により、医師の判断で採血を見合わせた方。
※前年度(2012年度)は、申込者数300名、献血者数246名でした。

確定申告(医療費控除)で税金の一部がもどります

医療費控除とは、被保険者や被扶養者の分も含めて1年間の医療費が一定額を超えた時、確定申告により税金が戻ってくる制度です。



控除額の算出方法

$$\left[\begin{array}{c} \text{支払った} \\ \text{医療費} \end{array} - \begin{array}{c} \text{給付金・} \\ \text{保険金等} \end{array} \right] - \begin{array}{c} \text{10万円} \\ \text{または} \\ \text{年間所得の5\%} \\ \text{どちらか少ない方} \end{array} = \text{医療費控除対象額} \\ \text{(最高限度額 200万円)}$$

※医療費控除対象額が戻ってくる金額ではありません。

$$\text{戻ってくる金額} = \text{医療費控除対象額} \times \text{所得税率}$$

控除対象となる主な医療費(治療上必要な費用)

- 次のうち日野自動車健康保険組合から支給された給付金等を除いた自己負担金に限られます。
- ・医療機関に支払った治療費や医薬品の購入費
- ・通院費用、往診費用など

控除対象とならない主なもの(注意!)

- ・健康診断、人間ドックの費用
- ・美容整形や歯列矯正の費用
- ・ビタミン剤、消化剤、体力増強剤など治療のためでない医薬品の購入費

【申告時期】

平成26年2月17日(月)～3月17日(月)
(サラリーマンの医療費控除等の申請は1月から受付)

【申告に必要なもの】

印鑑、給与の源泉徴収票、医療費の内容のわかる領収証、諸費用の領収証等

【確定申告に関するお問い合わせ】

最寄りの税務署へお問い合わせください(国税庁ホームページ www.nta.go.jp)

